

■インターネット録画中継映像データの取扱いについて

○インターネット録画中継映像データは堺市に帰属する。

○映像データの取扱い案は以下のとおり。

項目	現行の運用	改正案		備考
提供対象	議員、報道機関	現行の運用どおり		
提供映像	議員：本人の質疑及び答弁 報道機関：申出の映像	現行の運用どおり		
二次利用	運用申し合わせなし (中継映像使用申請書に以下の注意事項を明記) ※注意事項 ・申請書に記載の使用目的以外のことには映像を使用しない ・映像を複製、改ざん、転用等しない ・再度使用する場合には、再度の申請が必要	【議員への提供】		
		案①	議員の判断や責任のもとで利用を認める	・国会に準ずる運用
		案②	複製・転用、加工・編集を一定の制限のもと認める。 (例) (1) 複製・転用の際に、次の加工・編集を行うことができる。 ア 音声に一致する字幕の貼付 イ 質疑(質問)及び答弁を一体とした切り取り ウ その他、次の(2)に反しない簡易な加工・編集 (2) 次に該当する複製・転用を禁止する。 ア 公序良俗に反するもの イ 第三者に損害を与えるもの ウ 議員を含む市議会に損害を与え、又は、信用を失墜させるもの エ 無断で再複製・再転用したもの オ 事実と異なる印象を与える加工・編集が行われたもの(質疑(質問)又は答弁の一部切り取り、映像のトリミング・合成、音声の追加等)	・京都市、岡山市、福岡市、仙台市等に準ずる運用
		案③	複製・転用、加工・編集を認めない	・川崎市、神戸市等に準ずる運用
		【報道機関への提供】		
		現行の運用どおり(申請書に記載の注意事項を遵守)		
二次利用に係る申請手続き	申請書を提出のうえ、議長決裁の後、映像使用を許可	案①	現行の運用どおり	
		案②	二次利用について申し合わせし、申請書の提出は求めない	
提供方法	DVD・ブルーレイディスクへのダビング	案	DVD・ブルーレイディスクへのダビング、USBメモリ、大容量ファイル便等	・ファイル形式はMP4